

議案第 47 号

山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例

山陽小野田市公民館条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 183 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条の表山陽小野田市山陽中央公民館の項を削る。

附 則

この条例は、山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成 27 年山陽小野田市
条例第 号）の施行の日から施行する。

山陽小野田市公民館条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																						
(名称及び位置)	(名称及び位置)																						
第 2 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市埴生公民館</td> <td>山陽小野田市大字埴生 5 2 5 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市厚陽公民館</td> <td>山陽小野田市大字郡 3 2 2 6 番地の 1 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	山陽小野田市埴生公民館	山陽小野田市大字埴生 5 2 5 番地の 1	山陽小野田市厚陽公民館	山陽小野田市大字郡 3 2 2 6 番地の 1 1	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市埴生公民館</td> <td>山陽小野田市大字埴生 5 2 5 番地の 1</td> </tr> <tr> <td><u>山陽小野田市山陽中央公民館</u></td> <td><u>山陽小野田市大字鴨庄 1 0 9 番地の 1</u></td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市厚陽公民館</td> <td>山陽小野田市大字郡 3 2 2 6 番地の 1 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	山陽小野田市埴生公民館	山陽小野田市大字埴生 5 2 5 番地の 1	<u>山陽小野田市山陽中央公民館</u>	<u>山陽小野田市大字鴨庄 1 0 9 番地の 1</u>	山陽小野田市厚陽公民館	山陽小野田市大字郡 3 2 2 6 番地の 1 1	(略)	(略)
名称	位置																						
(略)	(略)																						
山陽小野田市埴生公民館	山陽小野田市大字埴生 5 2 5 番地の 1																						
山陽小野田市厚陽公民館	山陽小野田市大字郡 3 2 2 6 番地の 1 1																						
(略)	(略)																						
名称	位置																						
(略)	(略)																						
山陽小野田市埴生公民館	山陽小野田市大字埴生 5 2 5 番地の 1																						
<u>山陽小野田市山陽中央公民館</u>	<u>山陽小野田市大字鴨庄 1 0 9 番地の 1</u>																						
山陽小野田市厚陽公民館	山陽小野田市大字郡 3 2 2 6 番地の 1 1																						
(略)	(略)																						